

令和7年度

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

運賃協議部会（第1回）

【書面会議】

# 議案書

【発 送 日】 令和7年10月7日（火）

【返送期限】 令和7年10月20日（月）

## 内容

議案第1号.....	- 1 -
議案第2号.....	- 6 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会設置規程 .....	- 8 -

## 議案第 1 号

運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案の位置付けについて

- 令和 7 年 6 月 3 0 日付けで国土交通省より示された「運賃協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方」に基づき、関係者の負担軽減及び生産性の向上を図る観点から、当運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案の位置付けを行うことについて意見照会を行う。

資料 1 のとおり

令和 7 年 1 0 月 7 日提出

## ■運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案の位置付けについて

### 1.意見照会の経緯

令和5年10月1日の改正道路運送法の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を協議するには、以下の手続きが必要となりました。

- ① あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じること。  
(ホームページや広報紙等での意見募集の掲載などが必要)
- ② 運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会において協議すること。  
(独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう構成員を限定して、地域交通協議会とは別に開催することが必要。複数の事業者が関係する協議の場合は、1事業者ごとに協議を行う必要があります。)

### これまで

#### 【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

- 旧** 道路運送法 9条4項概要  
一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。
- 施行規則 9条の2 概要  
法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は(活性化)協議会において協議が調っているときとする。

### 令和5年10月1日以降

#### 【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

- 新** 道路運送法 9条5項概要  
市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

#### 【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

- 新** 道路運送法 9条4項概要  
一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。
- 一 市町村又は都道府県
  - 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
  - 三 地方運輸局長
  - 四 市町村の長(又は知事)が住民の意見を代表する者として指名する者

国土交通省資料から抜粋して掲載

これに伴い、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の部会として「運賃協議部会」を設置し、地域巡回バスや紀の川コミュニティバス等の運賃について協議を行うこととしています。(道路運送法第9条第4項)

なお、運賃に関する協議は、運賃の変更を行わない場合でも必要なケースがあります。例えば、停留所新設等に伴って路線の延長や運行経路の変更があれば、運賃の届出も併せて行う関係から運賃協議会での協議を調える必要があり、さらにその協議を行ううえで、事前に意見募集等の手続きが必要となっています。(道路運送法第9条第5項)

このような状況の中で、令和7年6月30日付けで国土交通省より、運賃協議会関係者の負担軽減及び生産性向上を図る観点から、運賃協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方として、「必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しない」との考え方が新たに示されました。

また、軽微な事案として、以下の例が示されています。

#### 【国土交通省が示した軽微な事案の例】

① 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合。
② 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
③ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
④ 新たな決済手段を追加する場合

## 2.意見照会の内容

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会においても、上記の考え方に基づき、「上記の国土交通省が示した軽微な事案の4例」および「その他部会において、明らかに軽微な事案であると認められた場合」については、運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案として位置付けるため、次ページの案のとおり部会設置規程を改正することについて、部会員の皆様に意見照会します。(改正箇所は4ページ、5ページの赤字部分をご覧ください)

なお、部会設置規程の改正については、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会における協議事項であることから、令和7年10月28日に開催する同協議会において、部会での意見照会結果をもとにお諮りする予定です。

## 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会設置規程

制定 令和7年6月24日

改正 令和7年10月28日

## (設置)

第1条 この規程は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置し、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 部会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議組織として、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項について協議するものとする。

## (組織)

第3条 部会は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市副市長
  - (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (3) 住民又は利用者の代表
  - (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- 2 協議会会長が必要と認める場合は、部会以外の者を出席させることができる。

## (部会長)

第4条 部会に部会長1名を置く。

- 2 部会長は、部会員のうちから紀の川市副市長をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議の案件について、次に掲げる場合は、会議の開催を省略することができる。

- (1) 均一性運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合でも、運賃額に変更がない場合。ただし、競合する路線がある場合及び路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合
- (5) その他部会において、明らかに軽微な事案であると認められた場合  
（書面による決議）

第6条 部会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると部会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第3項中「出席」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

（報酬）

第7条 部会員が会議に出席したときの報酬は、規約第17条の例による。

（事務局）

第8条 部会の業務を処理するための事務局は、規約第14条に規定する事務局があたり。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

この規程は、令和7年6月24日から施行する。

この規程は、令和7年10月28日から施行する。

## 議案第2号

桃山鞆渕コースのバス停新設に付随する運賃協議部会開催の省略について

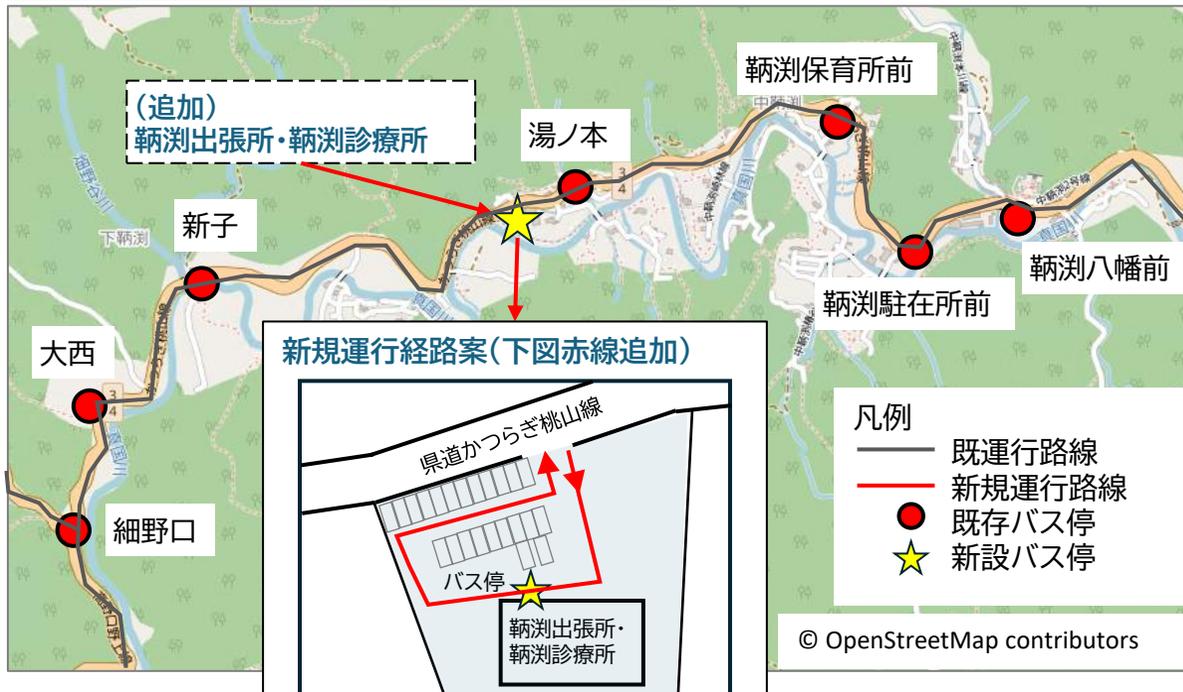
- 桃山鞆渕コースのバス停新設に付随する運賃協議部会の開催について、運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案とすることについて意見照会を行う。

資料2のとおり

令和7年10月7日提出

- ❑ 令和8年1月に鞆渚出張所・鞆渚診療所が移転することに伴い、地域巡回バス桃山鞆渚コースについて、下図のように施設内にバス停を新設し、令和8年1月5日(月)から施設内に乗入を行うことについて、令和7年10月28日の協議会においてお諮りする予定です。
- ❑ バス停新設に伴い、路線の延長や運行経路の変更があることから、運賃の届出を併せて行うこととなりますが、運賃協議部会の開催については、「一乗車100円の均一制運賃を適用する路線」であり、「運賃額は変更しない」ことから、運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案として運賃協議会の開催を省略することについて、部会員の皆様にあらかじめ意見照会します。
- ❑ なお、部会での意見照会結果をもとに令和7年10月28日に開催する協議会で改めてお諮りする予定です。

桃山鞆渚コース 新設バス停・新規運行経路



鞆渚出張所・鞆渚診療所 バス停周辺写真



## 【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会設置規程

制定 令和7年6月24日

(設置)

第1条 この規程は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置し、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議組織として、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 部会は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市副市長
  - (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (3) 住民又は利用者の代表
  - (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- 2 協議会会長が必要と認める場合は、部会以外の者を出席させることができる。

(部会長)

第4条 部会に部会長1名を置く。

- 2 部会長は、部会員のうちから紀の川市副市長をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面による決議)

第6条 部会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議

を開催することが困難であると部会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第3項中「出席」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(報酬)

第7条 部会員が会議に出席したときの報酬は、規約第17条の例による。

(事務局)

第8条 部会の業務を処理するための事務局は、規約第14条に規定する事務局が当たる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年6月24日から施行する。